

原子力施設等の防災対策について（改定案）新旧対照表

改定案	現行
<p>P1</p> <p>1-2 対象</p> <p>防災指針の対象は、炉規法に規定された以下の原子力施設（原災法の対象となるものに限る）による原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉施設（ただし、船用炉を除く） ・ 再処理施設 ・ 加工施設 ・ 使用施設（臨界量以上の核燃料物質を使用するものに限る） ・ 廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設 ・ <u>使用済燃料貯蔵施設</u> 	<p>P1</p> <p>1-2 対象</p> <p>防災指針の対象は、炉規法に規定された以下の原子力施設（原災法の対象となるものに限る）による原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉施設（ただし、船用炉を除く） ・ 再処理施設 ・ 加工施設 ・ 使用施設（臨界量以上の核燃料物質を使用するものに限る） ・ 廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設

改定案		現行			
P14		P14			
施設の種類の	EPZのめやすの距離 (半径)	施設の種類の	EPZのめやすの距離 (半径)		
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設	約8~10km	原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設	約8~10km		
再処理施設	約5km	再処理施設	約5km		
試験研究の用に供する原子炉施設 (50MW以下)	熱出力 ≤ 1kW	約50m	熱出力 ≤ 1kW	約50m	
	1kW < # ≤ 100kW	約100m	1kW < # ≤ 100kW	約100m	
	100kW < # ≤ 10MW	約500m	100kW < # ≤ 10MW	約500m	
	10MW < # ≤ 50MW	約1500m	10MW < # ≤ 50MW	約1500m	
	特殊な施設条件等を有する施設	個別に決定(※1)	特殊な施設条件等を有する施設	個別に決定(※1)	
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質 (質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。) を臨界量 (※2) 以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状 (溶液状、粉末状、気体状)、不定性状 (物理的・化学的工工程) で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設 それ以外の施設	約500m	加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質 (質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。) を臨界量 (※2) 以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状 (溶液状、粉末状、気体状)、不定性状 (物理的・化学的工工程) で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設 それ以外の施設	約500m
廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設	約50m	廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設	約50m		
使用済燃料中間貯蔵施設 (※3)	約50m (※4)				

改定案	現行
<p>P14</p> <p>※1:特殊な施設条件等を有する施設及びそのEPZのめやすの距離</p> <p>日本原子力研究開発機構JRR-4 約1000m 日本原子力研究開発機構HTTR 約200m 日本原子力研究開発機構FCA 約150m 東芝NCA 約100m</p> <p>※2:臨界量は、水反射体付き均一U₂F₂又はPu(NO₃)₄水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。</p> <p>ウラン(濃縮度5%以上) 700g⁻²³⁵U ウラン(濃縮度5%未満) 1200g⁻²³⁵U プルトニウム 450g⁻²³⁹Pu</p> <p>※3:事業所外運搬用の輸送容器である金属製乾式キャスクを貯蔵容器として用いた施設に限る。</p> <p>※4:めやす距離を約50メートルとする場合の施設からの距離の考え方については、金属キャスクを貯蔵する区域からの距離とする。</p>	<p>P14</p> <p>※1:特殊な施設条件等を有する施設及びそのEPZのめやすの距離</p> <p>日本原子力研究開発機構JRR-4 約1000m 日本原子力研究開発機構HTTR 約200m 日本原子力研究開発機構FCA 約150m 東芝NCA 約100m</p> <p>※2:臨界量は、水反射体付き均一U₂F₂又はPu(NO₃)₄水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。</p> <p>ウラン(濃縮度5%以上) 700g⁻²³⁵U ウラン(濃縮度5%未満) 1200g⁻²³⁵U プルトニウム 450g⁻²³⁹Pu</p>

改定案	現行
P110 平成22年__月改訂時資料	P110 平成20年10月改訂時資料

改定案	現行
<p>P111</p> <p>(前略)</p> <p>14. 平成20年10月：「緊急被ばく医療のあり方について」 (平成13年6月原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会) の改訂に伴い、緊急被ばく医療に係る記載の修正を行った。</p> <p>15. 平成22年 月： <u>平成22年5月に使用済燃料貯蔵の事業許可が行われたことを受け、本指針の対象となる原子力施設に使用済燃料貯蔵施設を加えるとともに、最低限のEPZの考え方(付属資料4 V(1))の適用により、同施設のEPZのめやす距離を約50メートルとする記載を追加した。</u></p>	<p>P110</p> <p>(前略)</p> <p>14. 平成20年10月：「緊急被ばく医療のあり方について」 (平成13年6月原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会) の改訂に伴い、緊急被ばく医療に係る記載の修正を行った。</p>